

新	旧
<p>第1条～第26条 略</p> <p>（前金払及び概算払） 第27条 経理責任者は、出納責任者をして、経費の性質上又は事業運営上必要があるときは、第1号から第11号までに掲げる経費について前金払を、第10号から第13号までに掲げる経費については、概算払をさせることができる。 （1）外国から<u>買い入れる</u>物又はサービスの代価 （2）～（13） 略 2～4 略</p> <p>（立替金の支払） 第28条 役職員は、緊急その他業務上やむを得ない場合において、物品の<u>買入代金</u>又は経費の立替金の支払を経理責任者の承認を受けて行うことができる。</p> <p>（部分払） 第29条 経理責任者は、契約により、<u>工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前の代価の一部を支払う必要があるときは、出納責任者をして、支払いをさせることができる。</u> 2 前項の規定による<u>支払いは、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の全額までを支払うことができる。</u></p> <p>第30条～第38条 略</p> <p>（監督及び検査） 第39条 略 2 経理責任者は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造<u>その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分の確認</u>を含</p>	<p>第1条～第26条 略</p> <p>（前金払及び概算払） 第27条 経理責任者は、出納責任者をして、経費の性質上又は事業運営上必要があるときは、第1号から第11号までに掲げる経費について前金払を、第10号から第13号までに掲げる経費については、概算払をさせることができる。 （1）外国から<u>購入する</u>物又はサービスの代価 （2）～（13） 略 2～4 略</p> <p>（立替金の支払） 第28条 役職員は、緊急その他業務上やむを得ない場合において、物品の<u>購入代金</u>又は経費の立替金の支払を経理責任者の承認を受けて行うことができる。</p> <p>（部分払） 第29条 経理責任者は、<u>出納責任者をして、契約により工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前の代価の一部分について、支払いをさせることができる。</u> 2 前項の規定による<u>部分払は、工事又は製造についてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の購入についてはその既納部分に対する代価の範囲内で部分払をすることができる。</u></p> <p>第30条～第38条 略</p> <p>（監督及び検査） 第39条 略 2 経理責任者は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造<u>の既済部分又は物件</u></p>

新	旧
<p>む。) をするため、自ら又は他の職員に命じて必要な検査をさせなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(政府調達に関する協定その他国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続き)</p> <p>第40条 <u>2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きについては、別に定めるところによる。</u></p> <p>第41条～第60条 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>の既納部分の確認を含む。) をするため、自ら又は他の職員に命じて必要な検査をさせなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(政府調達に関する協定その他国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続き)</p> <p>第40条 <u>1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きについては、別に定めるところによる。</u></p> <p>第41条～第60条 略</p> <p>附 則 略</p>

附 則 (令和8.〇.〇改正)

この改正は、令和8年〇月〇日から施行する。